

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和 2 年 6 月 12 日

法律第五十二号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(社会福祉法の一部改正)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域

社会の実現を目指して行われなければならない。

第六条第二項中「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策」を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に、「努めなければ」を「努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第一百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他の地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第十四条第六項中「特別区を含む。以下同じ。」を削る。

第一百六条の二第二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第二項」に改める。

第一百六条の三第一項中「次に掲げる事業の実施」を「次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施」に改め、同条各号中「関する事業」を「関する施策」に改め、同条第二項中「前項各号に掲げる事業」を「次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策」に改める。

(重層的支援体制整備事業)

第一百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行なうことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一體的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一體的に行なう事業

イ 介護保険法百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

内閣総理大臣 安倍 晋三

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一體的に行なう事業

イ 介護保険法百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

の

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ロ 介護保険法百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期間にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行なう事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の機会的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行なう体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他

の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ)を実施するに当たつては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センタ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相

互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第一百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第六十一条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- (支援会議)
- 第一百六条の六** 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。（市町村の支弁）
- 第一百六条の七** 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。
- (市町村に対する交付金の交付)
- 第一百六条の八** 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付する。
- 一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額
- 二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額
- 三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額
- 四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額
- 四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額
- 五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額として予算の範囲内で交付する額

第一百六条の九 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額

二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

三 第百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

(市町村の一般会計への繰入れ)

第一百六条の十 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

一 第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額

二 第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

第一百六条の十一 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二（第三項を除く。）並びに第百二十三条规定第三項及び第四項の規定の適用については、同法第百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）として行う同項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第百二十三条规定第三項において同じ。）」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用（重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

4 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）として行う同項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用（重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額（重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。）」とする。

5 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）として行う同項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用（重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十五条第一項第五号中「前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業」を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に改める。

6 第百八条第一項第五号中「第百六条の三第一項各号に掲げる事業」を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に改める。

7 第百三十条の六を第百三十条の七とし、第百三十条の五の次の次に次の一条を加える。

第一百三十条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るために研修
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給
- (認定申請)
- 第一百二十六条** 前条の認定（以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。）の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。
- 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 社員の氏名又は名称
- 二 社会福祉連携推進業務を実施する区域
- 三 社会福祉連携推進業務の内容
- 四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項
- (認定の基準)
- 第一百二十七条** 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をることができる。
- 一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することができる目的であること。
- 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の經營基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。
- 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。
- 四 社員の資格の得喪に関して、第一号の目的に照らし、不适当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 五 定款において、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。
- イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項
- ロ 役員について、次に掲げる事項
- (1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨
- (2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨
- (3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨
- (4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨
- ハ 代表理事を一人置く旨
- 二 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

- ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項
- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨
- (2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項
- ヘ 次に掲げる要件を満たす評議会（第百三十六条において「社会福祉連携推進評議会」といって置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法
- (1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。
- (2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。
- (3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。
- ト 第百二十五条第四号の支援を受けた社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨
- チ 資産に関する事項
- リ 会計に関する事項
- ヌ 解散に関する事項
- ト 第百四十五条第一項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者ヲにおいて「国等」という。に贈与する旨
- ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨
- ワ 定款の変更に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。
- (欠格事由)
- 第一百二十八条** 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。
- 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 社員が社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人（以下この章、第百五十五条第一項及び第六十五条において「社会福祉連携推進法人」という。）が第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 二 暴力団員等
- 二 第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

		第四十五条の三十四第一項	社会福祉法人が成立した日
第四十五条の三十五第二項	評議員会	第四十五条の三十四第一項第三号	当該成立した日
第四十五条の三十四第一項	第五十九条の二第一項第二号	理事、監事及び評議員	当該日
第四十五条の三十五第一項	第五十九条の二第一項第二号	理事及び監事	当該日

第四節 監督等
(代表理事の選定及び解職)
第一百四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十九条の二第三項

前項前段の事務

(社会福祉連携推進認定の取消し)	所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）
第百四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。	認定所轄庁

- 3 前項に定めるもののほか、社会福祉連携推進目的取得財産残額の算定の細目その他その算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 4 認定所轄庁は、第一項の場合には、認定取消法人に対し、前二項の規定により算定した社会福祉連携推進目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人と認定所轄庁との間に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。
- 5 社会福祉連携推進法人は、第一百二十七条第五号ルに規定する定款の定めを変更することができない。

- 第五節 雜則**
- (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用除外)
- 第一百四十七条** 社会福祉連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第一百二十八条並びに第五章の規定は、適用しない。
(政令及び厚生労働省令への委任)
別表中「第一百二十七条」を「第一百五十一条」に改める。

第三条 介護保険法（一部改正）

第五条第四項中「國る」の下に「よう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合

いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資する」を加える。

- 4 第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をした上で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第六項及び第七項の規定は、認定所轄庁が第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定」とあるのは「社会福祉法第一百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。

- （社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与）
- 第一百四十六条** 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合において、第一百二十七条第五号ルに規定する定款の定めに従い、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が当該社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の金錢について、同号ルに規定する定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という）から受ける旨の書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産について同号ルに規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立しない。

- （社会福祉連携推進認定の取消し）
- 3 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること、認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者への支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進する「」を「に努めるとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させる」に改め、同条第三項中「前項」を「前三項」に「配慮するよう」と「配慮するとともに、認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつゝ他の人々と共生することができるよう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 ある者を現に介護する者の支援並びに認知症である者への支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなればならない。
- （第八条第二項中「第十一項及び第二十二項において」を「以下」に改める。）
- 第七十八条第十第三号中「第二十九条第十六項」を「第二十九条第十八項」に改める。

- （第百五十五条の四十五第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「及び第一百七十三条第三項第六号」を「及び第一百七十七条第三項第九号」に、「第一百七十七条第三項第六号」を「（同号）に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。）
- 5 市町村は、地域支援事業を行っては、第一百八十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。

- （第七十七条第三項第六号中「認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項」を削り、同号を同項第九号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。）
- 7 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項

八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(次条第三項第六号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第三項第六号において同じ。)

第一百七十七条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第一百七十七条第四項中「おける」の下に「人口構造の変化の見通し」を加え、同条第十項中(平成十三年法律第二十六号)を削る。

第一百八十八条第三項第三号中「又は」を「及び」に改め、「向上」の下に「並びにその業務の効率化及び質の向上」を加え、同項に次の一号を加える。

六 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数表する」の下に「ものとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努める」を加え、同項に次の二号を加える。

三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項

四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

第一百八十八条の二第二項中「介護保険等関連情報」を「前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報」に改め、同条第三項中「及び市町村」を「市町村、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行なう者」に改める。

第一百二十二条の二第二項中「交付する額」の下に「(社会福祉法第一百六条の八(第二号に係る部分に限る。)の規定により交付する額を含む。)」を加える。

第一百四十八条第二項中「を除く。」財政安定化基金拠出金」を「(社会福祉法第一百六条の八(第二号から第三号までに係る部分に限る。)及び第一百六条の九(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により交付する額を含む。)を除く。」財政安定化基金拠出金」に改める。

附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正)

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十一項及び第十九項において」を「以下」に改め、同条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化」を「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患」に、「記憶機能及びその他の認知機能が低下した」を「認知機能が低下した状態として政令で定める」に改める。

第一百七十七条第三項第六号中「認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項」を削り、同号を同項第九号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を

八 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項

前項第一号の「区域」とは当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(次条第三項第五号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。)

次条第三項第五号において同じ。)

第一百七十七条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第一百七十七条第四項中「おける」の下に「人口構造の変化の見通し」を加え、同条第十項中「市町村地域福祉計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」を加える。

五百一十八条第三項第三号中「又は」を「及び」に改め、「向上」の下に「並びにその業務の効率化及び質の向上」を加え、同項に次の二号を加える。

五 前項第一号の「区域」とは当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数

第一百八十八条第十項中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

五百一十八条の二第一項中「情報」の下に「のうち、第一号及び第二号に掲げる事項」を「公表する」の下に「ものとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努める」を加え、同項に次の二号を加える。

三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項

四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

五百一十八条の二第二項中「前項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報」に改め、同条第三項中「及び市町村」を「市町村及び介護サービス事業者」に改める。

附則第十一條(見出しを含む)及び第十二條(見出しを含む)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のようにより改正する。

第二十条の八第三項中「同項の老人福祉事業の量の確保のための方策」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

第二十条の九第三項第二号中「又は」を「及び」に改め、「向上」の下に「並びにその業務の効率化及び質の向上」を「次に掲げる事項」に

第三十九条第一項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、同條第二項中「同項各号に掲げる」を「厚生労働省令で定める」に改め、同條第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同條第十九項とし、同條第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同條第十八項とし、同條中第十五項を第十七項とし、同條第十三項中「第四項から第九項まで」を「第六項から第十一項まで」に改め、同條第十五項とし、同條第十二項を第十四項とし、第四項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、前三項の規定による届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、第一項から第三項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第十一項、第十三項及び第十四項」を「第二十九条第十三項、第十五項及び第十六項」に改める。

第三十八条中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、「違反した」の下に「場合に、当該違反行為をした」を加える。

第三十九条中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十条中「その違反行為をした」を加える。

第四十一条中「第二十九条第十三項」に改める。

第六条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（一部改正）

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

附則第一条の次に次の二条を加える。

（支払基金の業務の特例）

第一条の二 支払基金は、社会保険診療報酬支払基盤法第十五条に規定する業務及び第二十三条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、当分の間、次に掲げる業務を行う。

一 医療機関等が行う地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務（医療機関等の申出に応じて当該物品を調達し、及び提供する業務を含む。）

二 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」とする。

（支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」とする。）

第七条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

2 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」とする。

（支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」とする。）

（報告の徴収等）

第三十七条 厚生労働大臣は、連合会について、連合会に係る業務の実施状況を監査するときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第三十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（報告の徴収等）

第三十二条 中「医療機関等情報報道補助業務」の下に「及び支払基金連絡情報提供業務」を加え、

改める。

第三十六条第一号中「第四章」を「第五章」に改め、同條第二号中「第三十一条第三項」を「第三十三条第一項の規定に違反して支払基金連絡情報提供業務に係る業務上の余裕金を運用したとき又は第三十三条第三項」に改め、同條を第四十三条とする。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に改め、「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同條を第四十二条とする。

第三十四条中「支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者」に改め、同條の各号を加える。

一 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 支払基金の役員又は職員が、第三十一条第二項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 連合会の役員又は職員が、第三十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連絡情報提供業務又は連合会連絡情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第八章とする。

第三十三条に見出しとして「（権限の委任）」を付し、第五章中同條を第三十八条とし、同條の次に次の二条を加える。

（政府の補助）

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、支払基金又は連合会に対し、第十二条第二項の規定による情報の提供に要する費用の一部を補助することができる。

第五章を第七章とし、同章の前に次の二条を加える。

第六章 国民健康保険団体連合会の連絡情報提供業務

（連合会の業務）

第三十五条 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務及びこれに附帯する業務を行う。

（区分経理）

第三十六条 連合会は、連合会連絡情報提供業務（第三十一条第一項及び第四十条において「連合会連絡情報提供業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（報告の徴収等）

第三十七条 厚生労働大臣は、連合会について、連合会に係る業務の実施状況を監査するときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第三十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（報告の徴収等）

第三十二条 中「医療機関等情報報道補助業務」の下に「及び支払基金連絡情報提供業務」を加え、

改める。

（報告の徴収等）

第三十三条 第四章の規定に違反して支払基金連絡情報提供業務に係る業務上の余裕金を運用したとき又は第三十三条第三項」に改め、同條を第四十三条とする。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に改め、「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同條を第四十二条とする。

第三十四条中「支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者」に改め、同條の各号を加える。

一 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 支払基金の役員又は職員が、第三十一条第二項の規定により報告求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 連合会の役員又は職員が、第三十七条第一項の規定により報告求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連絡情報提供業務又は連合会連絡情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第八章とする。

第三十三条に見出しとして「（権限の委任）」を付し、第五章中同條を第三十八条とし、同條の次に次の二条を加える。

（政府の補助）

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、支払基金又は連合会に対し、第十二条第二項の規定による情報の提供に要する費用の一部を補助することができる。

第五章を第七章とし、同章の前に次の二条を加える。

第六章 国民健康保険団体連合会の連絡情報提供業務

（連合会の業務）

第三十五条 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務及びこれに附帯する業務を行う。

（区分経理）

第三十六条 連合会は、連合会連絡情報提供業務（第三十一条第一項及び第四十条において「連合会連絡情報提供業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む）及び第十四条（見出しを含む）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十二条（見出しを含む）及び第十二条（見出しを含む）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

二 第十二条及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（道路交通法の一部改正）

第四条 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

（地域再生法の一部改正）

第五条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

（道路交通法の一部改正）

第六条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十三条第一号の改正規定中「いう」の下に「以下同じ」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

附則第一条の二第一項第一号中「行う」の下に「電子資格確認の実施に必要な物品その他」を加える。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

（政令への委任）

第九条 この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 加藤 勝信